

～保育所からのお知らせ～

来春、入所を希望される皆様へ



中央保育所の入所状況は、平成21年度以降上昇傾向にあり、現在は受け入れ可能児童数が限界となった状況で保育を実施しています。

入所を希望される保護者の方には大変ご不便をおかけしていますが、現在、子育て環境の充実を図るため、保育所と幼稚園の機能が一体化した「幌延町認定こども園(仮称)」の平成27年度開設に向けて取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



★保育所の現況

●入所状況
(平成24年10月1日現在)

0歳児	1名	中央問寒別
3歳児未満	16名	
3歳児	6名	
4歳児	21名	
5歳児	21名	
計	65名	
	4名	中央問寒別

●職員数(常勤)

所長	1名	中央問寒別
保育士	6名	(兼任)
調理員	2名	
保育補助員	1名	
計	10名	
	2名	

保育所では、平成25年4月からの入所児童を平成25年2月1日～28日の期間で募集する予定です。

保育所の現況と入所基準についてお知らせしますので、事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

★保育所の目的

保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設です。このため、集団生活に慣れさせるといった理由のみでの入所は、原則できないことになっています。

★入所の基準

保育所へ入所できる基準は、次に掲げるような場合で、かつ、同居の親族その他の者が児童の保育をできない場合に限られます。

- (1) 児童の親が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- (2) 児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合。
- (3) 死亡、行方不明、拘禁などの理由により、親がいな

い家庭の場合。

- (4) 親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があるなどで、その児童の保育ができない場合。
- (5) その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がおり、親がいつもその看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合。
- (6) 火災や風水害、地震などの不幸があり、その家族を失ったり、破損したため、その復旧の間保育ができない場合。

入所基準Q&A

Q: 入所希望が多いと聞きますが、平成25年4月からの入所はできますか？

A: 入所の基準(1)～(6)に該当していれば入所できます。ただし、受け入れ可能な児童数を超える申し込みがあった場合は、保育に欠ける程度の高い順に優先的に入所となります。

一般的には、父母共働き